



# 学校給食費の改定について

## 令和7年度の学校給食費

✓学校給食費について、近年の物価高騰により、給食の質を維持していくことが困難な状況となっていたことから、**令和7年度に改定を**しました（教職員等については、令和7年1月から改定後の額を徴収）。

✓**令和7年度については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源を活用することにより、実際の保護者負担額を据え置き（カッコ内の金額）**ました。

校種	学年	給食回数	1食当たり単価		月額	年額
			令和6年度	令和7年度		
小学校	全学年	187回	270円	<b>317円</b> (270円)	改定後 <b>5,400円</b> (4,600円)	改定後 <b>59,279円</b> (50,490円)
中学校	1・2年生	165回	320円	<b>376円</b> (320円)	改定後 <b>5,700円</b> (4,800円)	改定後 <b>62,040円</b> (52,800円)
	3年生	155回	320円	<b>376円</b> (320円)	改定後 <b>5,300円</b> (4,600円)	改定後 <b>58,280円</b> (49,600円)
特別支援学校	幼稚部	183回	180円	<b>211円</b> (180円)	改定後 <b>3,600円</b> (3,000円)	改定後 <b>38,613円</b> (32,940円)
	小学部	183回	270円	<b>317円</b> (270円)	改定後 <b>5,300円</b> (4,500円)	改定後 <b>58,011円</b> (49,410円)
	中高等部	183回	320円	<b>376円</b> (320円)	改定後 <b>6,300円</b> (5,400円)	改定後 <b>68,808円</b> (58,560円)

# 令和8年度の学校給食費の額の算定

✓物価変動の激しい昨今の社会状況を踏まえて、将来にわたって本市の学校給食の質を一定に保つことができるよう、令和8年度以降の学校給食費については物価に連動して改定を行うこととしています。

## 【川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則第3条第3項】

市長は、総務省において作成する消費者物価指数のうち本市の食料に係る指数を勘案し、毎年度、学校給食費負担額の改定その他の措置について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 【川崎市学校給食費の管理に関する要綱】

第12条 学校給食費負担額については、次に掲げる場合に規則第3条第3項に規定する必要な措置を講ずるものとする。

(1) 当該年度の前々年度の10月からその翌年の9月までの消費者物価指数(総務省において作成する消費者物価指数のうち、本市の食料に係る指数をいう。以下同じ。)の平均値(当該値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値。以下同じ。)が学校給食費負担額が改定となった直近の年度の前々年度の10月からその翌年の9月までの消費者物価指数の平均値と比べ1%以上(当該値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値) 上昇し、又は下降したとき。

(2) その他市長が必要があると認めるとき。

2 前項第1号の規定による1%以上上昇し、又は下降したときの学校給食費負担額の算定は、規則別表第1の学校給食費負担額に、当該上昇した又は下降した率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加除するものとする。

令和6年10月から令和7年9月までの本市の食料に係る消費者物価指数の平均値 **121.6**※

令和5年10月から令和6年9月までの本市の食料に係る消費者物価指数の平均値 **115.0**※



## 上昇率

$$(121.6 - 115.0) \div 115.0 \times 100 = \mathbf{5.7\%}$$
※

※要綱第12条第1項第1号に基づき、小数点以下第1位未満四捨五入

## 令和8年度の学校給食費の額の算定

✓現在の学校給食費に、直近1年間の物価上昇率を乗じた額により、令和8年度の学校給食費を次のとおり改定します。

校種	学年	1食当たり単価	
		令和7年度	令和8年度
小学校	全学年	317円	317円×105.7%≒ <b>335円</b> (18円値上げ)
中学校	1・2年生	376円	376円×105.7%≒ <b>397円</b> (21円値上げ)
	3年生	376円	376円×105.7%≒ <b>397円</b> (21円値上げ)
特別支援学校	幼稚部	211円	211円×105.7%≒ <b>223円</b> (12円値上げ)
	小学部	317円	317円×105.7%≒ <b>335円</b> (18円値上げ)
	中高等部	376円	376円×105.7%≒ <b>397円</b> (21円値上げ)

1円未満  
切り捨て  
(※2)

※1 要綱第12条第2項に基づき、1円未満切り捨て

## 令和8年度の学校給食費

✓現代の家庭の状況を踏まえた小中学生の昼食のあり方や、食育の充実等の観点から、小中学校においては令和8年度から給食回数の増も行つため、学校給食費は次のとおりとなります。

校種	学年	給食回数	1食あたり単価	月額	年額
			令和8年度		
小学校	全学年	187回 → <b>192回</b>	317円 → <b>335円</b>	<b>5,900円</b> (現行5,400円)	<b>64,320円</b> (現行59,279円)
		中学校	1・2年生	165回 → <b>180回</b>	376円 → <b>397円</b>
3年生	155回 → <b>170回</b>		376円 → <b>397円</b>	<b>6,200円</b> (現行5,300円)	<b>67,490円</b> (現行58,280円)
特別支援学校	幼稚部	<b>183回</b>	211円 → <b>223円</b>	<b>3,800円</b> (現行3,600円)	<b>40,809円</b> (現行38,613円)
	小学部	<b>183回</b>	317円 → <b>335円</b>	<b>5,600円</b> (現行5,300円)	<b>61,305円</b> (現行58,011円)
	中高等部	<b>183回</b>	376円 → <b>397円</b>	<b>6,700円</b> (現行6,300円)	<b>72,651円</b> (現行68,808円)

## 保護者の負担額

✓保護者の負担額について、令和7年度は国の交付金と一般財源により補助することで負担軽減を図っていました。令和8年度の対応については、現在、検討中です。

校種	学年	給食回数	1食当たり負担額		月額*	年額*
			現行	令和8年度		
小学校	全学年	187回 →192回	270円	<b>335円</b> (65円値上げ)	5,900円(現行4,600円)	<b>64,320円</b> (現行50,490円)
					補助継続の場合4,800円	補助継続の場合51,840円
中学校	1・2年生	165回 →180回	320円	<b>397円</b> (77円値上げ)	6,500円(現行4,800円)	<b>71,460円</b> (現行52,800円)
					補助継続の場合5,300円	補助継続の場合57,600円
	3年生	155回 →170回	320円	<b>397円</b> (77円値上げ)	6,200円(現行4,600円)	<b>67,490円</b> (現行49,600円)
					補助継続の場合5,000円	補助継続の場合54,400円
特別支援学校	幼稚部	183回	180円	<b>223円</b> (43円値上げ)	3,800円(現行3,000円)	<b>40,809円</b> (現行32,940円)
					補助継続の場合、上記カッコ内の金額	
	小学部	183回	270円	<b>335円</b> (65円値上げ)	5,600円(現行4,500円)	<b>61,305円</b> (現行49,410円)
				補助継続の場合、上記カッコ内の金額		
	中高等部	183回	320円	<b>397円</b> (77円値上げ)	6,700円(現行5,400円)	<b>72,651円</b> (現行58,560円)
				補助継続の場合、上記カッコ内の金額		

※ 現行は令和7年度の給食回数で、交付金と一般財源による補助が入っている金額

## 今後のスケジュール

- ✓ 令和7年11月末に規則改正を行い、学校給食費を改定します。
- ✓ ただし、児童生徒以外で給食を喫食する教職員等の学校給食費については、規則改正と併せて要綱改正を行い、令和8年1月から改定後の額を徴収します。
- ✓ 令和8年度の保護者負担のあり方については、現時点では検討中です。
- ✓ 令和9年度以降も毎年11月に翌年度の学校給食費を算出し、必要に応じて規則改正等を行います。

	令和7年 10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
児童生徒分		学校給食運営連絡調整会議					保護者周知	改定後の額の徴収スタート						令和9年度の 学校給食費算出	
教職員等分		教育委員会 報告		1月からの 改定後の額 の徴収につ いて周知	改定後の額の徴収スタート										